



2022年5月23日

各 位

会社名 トーソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 前川圭二
(コード 5956 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 八重島 真人
(TEL 03-3552-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の当社第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下とおりであります。(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等インターネット開示 とみなし提供)	第3章 株主総会
第19条 当社は、株主総会の招集に際	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第43条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 44 条 当社は、取締役会の決議よつて、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>附則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 28 日（予定）

以 上